

特集3 ワークショップ

患者さんへの医学情報提供サービス

新しい医療機能評価の評価項目に、患者さんへの医学情報提供サービスという視点が盛りこまれることを踏まえて、すでに実践している図書室を参考にしながら、サービスの準備、注意点について検討を行った。まず、患者さんに図書室を開放する目的は、患者さん自身が病気のことをより理解して、医師の診察時に、「説明がよくわからない・質問できない・不満感が残る」という状況を少なくするため、つまり、患者さんと医師とのコミュニケーション



を円滑にするためである。司書は情報提供の役割を果たすが、患者さんからの医学領域の質問には答えられないので、医師の診察時に質問してもらう。患者図書室開始には、医師はもちろん、組織的なバックアップが不可欠である。次に患者さんへの情報提供はどういう形にするのか、ということである。現在の職員用図書室の全面開放となると、今までの利用者が使い辛くなるのでは、とか、告知されていない人が資料を調べることで、情報を得る可能性等、いろいろな場合が考えられる。微妙な問題ではあるが、知ることを望む人は、自分で情報を集める努力をするだろう。しかし、正確さが疑問視される情報源を使って、間違った知識を得てしまうかもしれない。それよりは、信頼のおける資料を参考にして考えてもらい、医師とのコミュニケーションに役立ててもらうため、図書室を全て開放する方がよいのではないか。もちろん、最初の利用時には、利用案内を渡して、「一人一人の症状・治療法などは異なってくること、疑問点は医師に遠慮なく聞くこと。そのために図書室を利用して、知識を得てほしい」という趣旨を理解してもらう。このように、さまざまな場合を想定しなくてはならないので、準備は一筋縄ではいかないが、これからの図書室は、こういったサービスも提供する方向になるのではないだろうか。

著作権と病院図書館

著作権法がにわかに話題となっているのはデジタル技術の進歩が大きな要因である。デジタルデータの複製物は品質劣化がなく、有料で流通している情報がそのまま無料で利用でき得るからである。

著作権の価格的側面であるが、出版物本体の価格はもちろん著作権料の設定が不明瞭である。「著作権料」という名称はあたかも著作者の権利金かのようだが、著作者へは「著作権料」ではなく印税あるいは執筆料という名目で出版社から対価が支払われる。その金額と著作権料のバランスは妥当か。名称も例えば「情報流通料」という事実に即したもののほうが納得がいく。著作者自身(著作者人格権は守られている)ではなく、著作財産権を得た著作権益者の主張ばかりが目立つ。公共性を持つ医学分野の学術情報は、広く流通し利用されてこそ意味がある。著作者自身も引用率が高いことが名誉となるが、著作権委譲から派生する昨今の問題への認識は低い。また、著作者は同時に著作物の利用者でもある。著作物をめぐる三者、著作者自身・出版社・利用者間で議論する場が必要ではないか。

また、著作権法、図書館法、医療法相互の整合性に問題はないか。例えば、医療法上の義務として病院は非営利組織であり、医療の公共性という面も鑑み、著作権法第31条に該当する「図書館法上の図書館」に必要な条件を満たすのではないか。

病院図書館界全体で、文化庁など関連組織へ働きかけることが望まれるが、それには根拠と方向性が必要である。著作権法周辺領域の調査研究による理論づけとともに、広く情報収集する必要がある。 (文責:聖路加国際病院 及川 はるみ)